

北海道循環資源利用促進税事業について

平成23年12月

北海道

1 経過

平成18年10月に施行された北海道循環資源利用促進税条例では、施行後5年を目途として、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

このため、道は、学識経験者や産業・経済団体の関係者で構成する「北海道循環資源利用促進税に関する検討会」を設置して、循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）導入の効果や社会経済情勢の変化を検証し、循環税を財源とする事業（以下「循環税事業」という。）の今後のあり方について検討いただき、その結果が報告書としてまとめられた。

2 今後の方向

この検討結果を踏まえ、道としては、今後とも現行の循環税制度を継続し、循環税事業の積極的な推進を図ることとする。

なお、今後においても、循環税事業の効果や課題等への対応状況などの検討を行うことが必要であることから、5年を目途に、施行状況などを検証して循環税事業について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。